

ふるさと納税の返礼品送付等に係る総務大臣通知への対応について

平成29年5月30日
商工観光部

1 趣旨等

ふるさと納税の返礼品の送付については、自治体間の競争が過熱しており、総務省は、平成28年4月1日付け総税企第37号通知等を通じて、ふるさと納税に関する事務について良識ある対応の要請を行っているが、改めて平成29年4月1日付け総税企第28号通知(別添1)があったことから、これに対する盛岡市の対応を報告するものである。

2 総務大臣通知に対する市の対応

当市では、平成28年9月1日から返礼品の送付を開始しているが、その際、総務大臣通知に沿った対応を行っており、今回の通知に対しても、その趣旨に沿った対応とする。なお、「趣旨に反する返礼品」については、平成29年5月26日に岩手県を通じて資産性の高いもの及び価格が高額なものの具体的な品名のリストの送付があったことから、これらを踏まえた変更の検討状況は、次のとおりである。

項目	要請内容	変更内容
趣旨に反する返礼品	資産性の高いもの (電気・電子機器, 家具, 貴金属, 宝飾品, 時計, カメラ, ゴルフ用品, 楽器, 自転車等)	リスト表示された「南部総桐箆筒(約50万円)」を平成29年9月1日から外す。
	価格が高額なもの	「大糸目文姥口平丸型鉄瓶(約40万円)」、「南部紫根染正絹着尺地(約50万円)」、「蘭雛人形(約5万円)」、「ベアレン定番&季節ビール/毎月24本1年間(約10万円)」がリスト表示されているが、基準が不明確のため、岩手県を通じて確認し、対応を検討中。
返礼割合	3割以下とする	JTBふるさと旅行クーポン9件が36%になっていたことから、平成29年6月1日から外す。
当該地方団体の住民への返礼品送付	住民への返礼品送付の中止	平成29年9月1日から中止する。 (周知: 6月1日~)
一時所得	返礼品は一時所得に該当することの周知	印刷物やホームページで周知する。 (ホームページは、6月1日~)

※現在の返礼品の印刷物の有効期間は平成29年8月31日まで。

3 その他

総務省では、平成 29 年 4 月 28 日付けで全国の自治体にアンケート調査を実施し、各自治体の取組を把握したうえで、全国約 100 自治体に対して 5 月 24 日付で再要請を通知しているが、当市はそれに含まれていない。

総 税 市 第 28 号
平成 29 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして平成 20 年度税制改正によって創設されました。以来、その実績は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付については、最近において、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。

これまで、各地方団体に対しては、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 28 年 4 月 1 日付総税企第 37 号）等を通じて、ふるさと納税に関する事務について、良識ある対応をお願いしてきましたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているような状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されます。

については、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

総務省では、個別の地方団体における返礼品送付の見直し状況について、今後、随時把握する予定であることを申し添えます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という。）の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

- (3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

第3 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品を送付する団体は、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること。

第4 ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、第2の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

第5 個人情報の管理について

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認するなどマイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品の送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。